

栃木県那須烏山市において観光やな（仕掛けを設置して川魚を捕るやな漁とこれらを食材とした飲食店の運営）等を営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、同市のうち申立人が所在する地域の観光客入込数は平成26年の時点で原発事故前の水準を上回っているものの、川の周辺地域の状況等から風評被害の影響を肯定することができると判断し、平成27年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 損害項目 | 営業損害（逸失利益） |
| 期 間 | 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日 |
| (2) 損害項目 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 |

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金281,190円の支払義務があることを認める。
（内訳）

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 営業損害（逸失利益） | 273,000円 |
| (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 8,190円 |

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人で1通、被申立人が1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月2日

(仲介委員 小田修司)